

# FC GANADOR 吉川 クラブ規約

## 第1条【名称】

本サッカークラブ（以下「本クラブ」という）の名称は FC GANADOR 吉川（フットボールクラブガナドルヨシカワ）とする

## 第2条【クラブ連絡先】

• E-mail : [ganador0501@gmail.com](mailto:ganador0501@gmail.com)

## 第3条【目的】

本クラブは、スポーツを通じて青少年の健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ普及・振興に寄与することを目的とする

## 第4条【入会資格】

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない

- ①本クラブの目的と方針に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること
- ②スポーツを行うに適した健康状態であること

## 第5条【入会手続き】

- ①所定の用紙に必要事項を記載し提出する
  - ②クラブの定める費用を支払う
  - ③（他に所属チームがある場合は）所属チームの代表者の許可を得ている
- 以上のことをもって入会を許可する

## 第6条【会費】

会員は、入会金・年会費・月会費及びその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない

入会金・年会費・月会費の金額は別紙に定めるものとする

一旦納入した会費及び諸費用は、理由の如何を問わず返還しないことを原則とする

本クラブがやむを得ない理由に基づくものと認められた場合は、この限りではない

#### 第7条【指導方針】

本クラブは、次の事項を指導方針とする

- ①一人ひとりの成長を大事にし、それぞれがサッカーを楽しめるようスキルを磨いていく
- ②自分で考え自分で判断し決断できるよう長い目で見守りながらサポートする
- ③他者を理解し自分を表現していける人間の育成

#### 第8条【遵守事項】

会員は、次の事項を遵守しなければならない

- ①規約及び本クラブの諸規則を遵守すること
- ②本クラブの指導方針及び指導者の指示に従うこと

#### 第9条【保険】

会員は、入会と同時に本クラブが指定する保険に加入する

加入の手続き及び保険料の負担は本クラブが担う

#### 第10条【負傷時の処置】

会員が本クラブの活動中に負傷した場合は、本クラブが応急処置を施す

ただし、その後の治療・通院・入院については、スポーツ保険の範囲で対応をする

#### 第11条【活動期間】

本クラブの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする

#### 第12条【休会】

怪我や病気などやむを得ない事情により本クラブ代表が認めた場合に限り、1か月以上活動を休まれる際は休会することができる

休会期間中の月会費は不要とする

休会を希望する場合は、休会しようとする月の前月20日までに本クラブ代表まで申し出ること

#### 第13条【退会】

怪我や病気などやむを得ない事情により本クラブ代表が認めた場合に限り、クラブを退会することができる

退会を希望する場合は、退会される月の前月20日までに本クラブ代表まで申し出ること

#### 第 14 条【除名】

本クラブの活動に支障をきたす行為をしたとき、または本規約・その他クラブが定める規則に違反したときには、本クラブから除名することができる

除名を決定する一切の権限はクラブにあり、それに対する異議申し立ては受け付けない

#### 第 15 条【閉鎖】

本クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブ活動の継続が困難となる事由が生じた場合には、無条件に休会もしくは閉鎖することができる

#### 第 16 条【免責】

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何かの請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする

#### 第 17 条【個人情報】

個人情報については、本クラブの活動以外に利用することができない

練習環境の確保のため、団体登録時、施設使用時などに使用する場合がある

本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする

本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声は本クラブ広告活動や活動記録に使用されることがある為、使用されることを希望しない場合はクラブ代表まで申し出ること

#### 第 18 条【附則】

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる

#### 第 19 条【施行】

本規約は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する